



助成金情報

非正規労働者のキャリアアップを支援する助成金が創設されました

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者の雇用の安定は国の重要課題として位置づけられており、今回、企業内での非正規労働者のキャリアアップ等を促進するための助成金「キャリアアップ助成金」が創設されました。この助成金は6つのコース（正規雇用等転換、人材育成、処遇改善、健康管理、短時間正社員、パート労働時間延長）から構成されていますが、今回はこの中から比較的活用しやすいと思われる2つのコース（1. 正規雇用等転換コース、2. パート労働時間延長コース）を取り上げましょう。

1. 正規雇用等転換コース

これは、有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用する制度を就業規則等に定め、実際に正規雇用等に転換等した場合に助成金が支給される制度です。

[支給額および労働者の主な要件]

	支給額	労働者の主な要件
①有期契約労働者→正規雇用労働者	1人あたり40万円(30万円)	雇用期間が通算して6ヶ月以上であること
②有期契約労働者→無期雇用労働者	1人あたり20万円(15万円)	雇用期間が通算して6ヶ月以上3年未満であること
③無期雇用労働者→正規雇用労働者	1人あたり20万円(15万円)	雇用期間が6ヶ月以上であること

※1年度1事業所あたり10人まで

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人あたり①10万円、②5万円、③5万円を加算

※()は大企業の額

また、派遣労働者を直接雇用する場合も、別途要件を満たすことでこの助成金を受けられる可能性があります。

2. パート労働時間延長コース

これは、週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成金が支給される制度です。社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長することで、労働者の能力のさらなる活用に繋げることを目的としています。

[支給額および労働者の主な要件]

支給額	労働者の主な要件
1人あたり10万円(7.5万円)	次の①から③までのいずれにも該当する労働者であること ①週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等であり、雇入後6ヶ月以上経過していること ②週所定労働時間を30時間以上に延長した時点から起算して、過去6ヶ月以内の週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等であること ③週所定労働時間を30時間以上に延長した後に社会保険の被保険者となっていること

※短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所あたり10人まで

※()は大企業の額

このキャリアアップ助成金を活用するためには、事前に「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置した上で、「キャリアアップ計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。また、各コースで別途事業主や労働者の要件が定められていますので、事前に詳細を確認しておきましょう。ご不明点等ございましたら、当事務所もしくは都道府県労働局へお問い合わせください。